

平成28年度第2回岩手県自然・鳥獣部会 会議録

(開催日時) 平成28年9月27日(火) 13:30～16:30

(開催場所) 岩手県民会館 第一会議室

- 1 開会
- 2 あいさつ
- 3 議事
 - (1) イノシシ管理計画の策定について(諮問)
 - (2) 第12次鳥獣保護管理事業計画の策定について(諮問)
 - (3) 特定鳥獣管理計画について(諮問)
(シカ、ツキノワグマ、カモシカ、イノシシ)
- 4 その他
- 5 閉会

(出席委員)

青井俊樹委員、東淳樹委員、菅野範正委員、鈴木まほろ委員、鷹觜紅子委員、中村正委員

(欠席委員)

伊藤英之委員、渋谷晃太郎委員、平野拓委員、松坂育子委員

3. 議事

- (1) イノシシ管理計画の策定について(諮問)
- (2) 第12次鳥獣保護管理事業計画の策定について(諮問)
- (3) 特定鳥獣管理計画について(諮問)
(シカ、ツキノワグマ、カモシカ、イノシシ)

○青井部会長

はじめに、議事の(1)「イノシシ管理計画の策定について」は、前回の自然・鳥獣部会において知事より諮問されております。本日は、本議題について採決を行いますので、よろしくをお願いいたします。それでは、事務局から説明をお願いします。

○事務局

【資料1、資料1-1、資料1-2により説明】

○青井部会長

ただいま事務局の方から説明のありました、イノシシ管理計画の策定及び第11次鳥獣保護管理事業計画の策定について、何か質問・意見等ございましたら、お願いします。

○鷹嘴委員

3ページのイノシシの捕獲状況についてですが、平成26年度となっておりますが、平成27年度について数字はわかっているのでしょうか。

○事務局

今期の計画については平成26年度実績とし、今年度末までに作る予定の第2次計画では、平成27年度実績を載せる予定としております。

○鷹嘴委員

わかりました。5ページの6の(2)目標を達成するための基本的な考え方のところ、具体的に侵入防止柵ではなく電気柵というお話でしたが、そのあと8ページの市町村の取り組みに関しては侵入防止柵でよいのでしょうか。

○事務局

電気柵にあえて書き直した部分については、取り組むべき事項を積極的に書きたいということで具体的に電気柵と特記しておりますが、すべてを電気柵としてしまうと、電気柵以外の侵入防止柵の設置という可能性をすべて潰してしまうため、具体的な方法のところでは侵入防止柵というような書きぶりにしておりますがいかがでしょうか。

○鷹嘴委員

結局のところ、これでイノシシが北上しないかというところだと思います。侵入防止柵という形でそれが食い止められるというならいいと思いますが、電気柵のほうが食い止められるという印象はあります。

○事務局

それでは、すべてを電気柵に書き換えた方がよいでしょうか。

○中村委員

侵入防止策は多様な方法をとってもよいですよという意味合いに受け止めます。それを踏み込んで提示したというのにはそれなりに積極性を感じます。市町村の取り組みに多様な方法で取り組むべきとしているのはよいと思いますし、最初の部分で電気柵と書いてあるのには、計画の取り組みとしての絞り方としてよいのかなと思いました。

○事務局

最初の電気柵と書かれた部分については、電気柵を強調するために書いたので「電気柵」という言葉は残したいと思うのですが、「電気柵等の侵入防止柵」というように、侵入防止柵だけでもその中でも電気柵というような強調する書きぶりにするということでいかがでしょうか。

○青井部会長

西日本の方に行きますと、集落を大きく囲う時は金網などの侵入防止柵で、個別に囲う時は電気柵といったように、二段構えになっていることが多いです。そのため、ここは電気柵と特定するのではなく、両方の選択の余地があるような書きぶりにするのが私もよいと思います。その他ないでしょうか。

○鈴木委員

資料1の1ページの(1)の4行目で、「農業被害の軽減」をやめて「抑制」という言葉に変えているのですが、その他の部分では「軽減」という言葉を使い続けているのですが、それは構わないのでしょうか。

次に、(2)の真ん中の赤字の追加部分で、「平成26年に発効したいわてレッドデータブックでは」とありますが、正式名称では「いわてレッドデータブック2014年版」という言葉が入っているので、そちらにした方がよいと思います。

さらに、資料1-1の3ページ目で平成28年にイノシシが付け加えられたところですが、計画策定の目的のところ「生息域の拡大を抑制」という部分の日本語が繋がらないので、「生息域の拡大抑制」ですとか、「生息域の拡大の抑制」ですとか、どちらかに書き換

えた方がよいと思います。

また、具体的な抑制目標というのはあえて書かれていないと思うのですが、警戒地域においては0頭を目指し、侵入地域・定着地域においては、今より減らすことを目指すというような理解でよろしいでしょうか。

○事務局

最初に農業被害の抑制に変えた経緯というのは、全国的な経緯を見ても、農業被害を減らしていくというのは、恐らく今の段階として難しいのではないかと、それよりは、これ以上農業被害を増やさないようにするという方がいいのではないかとということで、「軽減」ではなく「抑制」という言葉を使っております。そのため、全般的に抑制に揃えて直したいと思います。また、レッドデータブックについては、ご指摘のとおり直したいと思います。

11次計画の方についても、ご指摘のとおり直したいと思います。

質問のあった具体的な目標というところなのですが、本県のイノシシはシカと違って、捕獲数が少なく個体数の推定をする段階ではないということで、数については今回一切触れておりません。警戒地域においては一頭も出さないということで間違いありません。侵入地域については、もうすでにイノシシがいるということなので、ここについてはこの区域から外に出さないことに努めるという考え方になっております。それと同時に、捕獲で数も減らしていくということなのですが、密度もまばらなので、数を減らすというよりも、他の地域に侵入させないという考え方になっています。定着地域については、すでにそこに定着して繁殖を繰り返しているという状況から、捕獲しても追いつかないという状況も考えられることから、防除対策についても力を入れていかなければ被害を抑えることができないということを書いています。このゾーニングについては、先ほど説明したとおり、今後進めていく生息状況調査によっては、この時の状況とかなり変わってきていると思われるため、区割りがだいぶ変わってくると思います。このような場合、現在の分け方のルールでは、恐らく分けられないということになると思います。次期計画では、分け方を考え直してゾーニングを工夫することで、取るべき対策も変わってくると考えています。今手持ちにあるデータはこの段階のデータしかありませんので、書き換えられませんが、今年度中の作業として、そこを修正したいと考えています。

○鈴木委員

わかりました。ありがとうございました。

○中村委員

1 ページのところで、「センサーカメラにより、複数等」の「等」が違うのではないでしょうか。

○事務局

修正します。

○青井部会長

それでは大体意見が出尽くしたかと思しますので、採決に移りたいと思います。「イノシシの管理計画」については一部修正、「第11次鳥獣保護管理事業計画の変更」については原案のとおりということで適当と認めてよろしいでしょうか。

○一同

(異議なし)

○青井部会長

それでは、「イノシシの管理計画」については一部修正、「第11次鳥獣保護管理事業計画の変更」については原案のとおり議決したいと思います。細かい文言については事務局で修正をお願いします。

それでは、議事の2「第12次鳥獣保護管理事業計画の策定について」説明をお願いします。

○事務局

【資料2-1、資料2-2により説明】

○菅野委員

19ページの「わなの使用にあたっての許可基準」というところで、とらばさみについて書いてあります。これは許可捕獲の場合についてのことだと思いますが、基本的に、とらばさみの使用については禁止されているところです。「他の目的では目標が達成的できない場合」とありますが、これはどのような場面が想定されるのでしょうか。というのも、狩猟者の中では、とらばさみは使ってはいけないものという意識があるのですが、このような書き方をし

であると、場合によっては「とらばさみを使ってもよいのではないか」という認識になるのではないかと思います。

○事務局

国と協議して、岩手県ではとらばさみの使用を禁止してもよいということであれば、それでもいいと考えております。とらばさみを使わなければならない事態はありますでしょうか。

○菅野委員

そのような事態は想定できないですね。

○事務局

悪い影響しかないというようでしたら、完全禁止と直すように検討したいと思います。

○菅野委員

ここにある直径12cm以下のとらばさみというのは、小動物を想定した直径だと思います。小動物であれば、はこわの方が効果的だと思いますので、とらばさみの使用というのは、個人的には違和感を覚えます。以上です。

○東委員

14ページの鳥獣の人工増殖の件で、キジを増殖して放鳥してきた経緯があるが、業者が少なくなってきていて、羽数を維持するのが大変だという話がありましたが、本当に狩猟で放鳥したキジを撃っているのか県の方ではデータを把握しているのでしょうか。

○事務局

県では毎年300羽放鳥おり、一部のキジに足環をつけて放鳥しています。また、県の放鳥というのは放鳥したキジが数年後に卵を産んで繁殖していくという意味合いがあります。県での放鳥以外にも、県猟友会ですとか、岩手町ですとか、一部の地区猟友会でも放鳥事業が行われております。

効果という点いうと、一時期数が減ったために放鳥しなければならなくなったという経緯があります。近年は数の著しい変動がないと思っておりますが、放鳥をやめたり、多く獲りすぎた時に数が減るといことは大いに考えられるため、この計画では、放鳥事業は続けた

いと考えております。

○菅野委員

放鳥する数は、メス5羽に対してオス1羽という割合で放鳥しています。あくまでも卵を産んで雛を育ててもらおうといった意味合いです。狩猟で撃ってもらおうということであればオスばかり放鳥すればよいのですが、やはり増やすという観点から、このような割合で放鳥しています。また、平成19年に放鳥した際につけた足環が平成27年に回収されたというような例もありますし、低いレベルではありますが、命がつながっているというような印象を受けます。

○東委員

20ページの鉛弾の使用に関して、12次計画案が34年度までということですので長い期間ですので、鉛弾の使用に関しても岩手県は厳しい対応を取った方がよいのではないかと考えます。というのも、岩手県は全国でも有数なイヌワシの生息地であります。今後、有害で捕獲されたシカやイノシシが増えて、出荷制限の関係で山林に放置せざるをえないような状況が増えてくると思うのですが、鉛弾で撃たれた個体をイヌワシが食べた場合かなりの悪影響が想定されます。北海道ではすでに禁止されておりますし、岩手県でもこの段階で禁止してはどうかと思います。

○事務局

現時点で県内における鉛中毒の事例は見られていないということで、環境省の指針の書き方をそのまま書いているような状況です。何年から具体的に全面禁止するということは書けません、徐々に移行していくといった書き方にはできるかと思います。現在のところ、岩手県では全面禁止にする根拠がないので、使用している方々に説明することが厳しいかと思えます。その点については、関係者と協議をする必要があると思えます。この計画の段階では、科学的根拠がないことから難しいと思えますが、鉛弾を使わないということは推奨される行為であるので、書き方を工夫したいと考えます。

○東委員

科学的根拠がないというわけではないと思えます。事例がないということだと思えますが、可能性として予防的原則に乗っ取って鉛中毒が発生する前に対策をするということで説

明はできると思います。あとは猟友会との関係ということもあるとは思いますが。

○事務局

やはり関係者と協議しないと計画には書けないと思います。有害捕獲で鉛弾を使用することが想定されますが、岩手県で全面禁止とするとなると、非鉛弾の在庫状況により弾を入手できない事態になると考えられますので、その辺の影響も踏まえたいとはっきりしたことは書けないと考えます。5年間の中で、そのような体制が整えられるよう模索して、途中で変更することも可能です。途中で非鉛弾に切り替えていくといった文章を計画に書いておいて、告示行為などで規制するといった対応も可能ですし、他県でも、禁止まではいかなくても自粛要請という対応をしているところもありますので、計画ではいつまでに禁止するということは書けませんが、非鉛弾に切り替えていくという書き方にできるよう検討したいと思います。

○菅野委員

猟友会の立場から申し上げますと、鉛弾に対してスチール製弾というものがありますが、スチール製弾を使用できない銃がございます。新しい銃については非鉛弾も使用可能というものがほとんどですが、古い銃を持っている方に鉛弾を使ってはいけないと言えないということがあります。

また、平成26年には非鉛弾が北海道で手に入らず、岩手県の銃砲店で取り寄せていたということがありました。どのような流通経路になっているかはわかりませんが、確実にいつでも手に入るものではないので、鉛弾を禁止されると困るということはありません。

○事務局

環境省でもできるだけ厳しい条件にしようとしたようですが、やはり全面禁止にすることは難しいということで、各県の判断に任せるということになったのだと思います。岩手県でも非鉛弾使用の推奨は進めていきますが、完全移行については「目指す」というところに留めたいと考えています。

○東委員

45ページの鳥獣保護センター（1）方針の②積極的な情報発信のところでは体験学習について触れていますが、以前は年に一回一般の方に公開日を設けていたのが、現在はなくなった

と聞いております。見学や実習で生徒を連れていくことがあるのですが、学生も現場を見ると非常に感じる部分があって、存在意義があると思いますので、一般の方にも是非見てもらいたいと思います。この計画に書くことではないかもしれませんが、意見としてあげておきます。

47ページのニホンジカの狩猟に関して、猟犬が禁止されているとあります。猟師の方からも猟犬の使用は効果があると聞いたことがあります、このあたりはどのようにお考えでしょうか。

○事務局

猟犬の禁止については昭和30年に始まったもので非常に古いのですが、当時はシカを取りすぎて絶滅する恐れがあるということで、保護の観点から、高い捕獲圧をかける猟犬の使用は禁止になりました。現在の状況は逆転しているため、猟犬の使用は解禁すべきという議論はあるのですが、昭和30年から誰も行ったことがないということで、今まで使っていない猟犬の使用を解禁して大丈夫なのかということで解禁に至っておりません。狩猟者の教育を通して、なるべく早い段階で解禁に持っていきたいと考えておりますが、まだ準備が整っていないという状況です。

鳥獣保護センターの件ですが、確にかつては一般公開日を設けていたところですが、鳥獣保護センターに運び込まれる鳥獣には様々ありますが、中にはクマタカのような希少な猛禽類が収容されることもあります。そのような動物が収容されているという情報が洩れますと、勝手に侵入して動物を狙うということも起きかねないと考えております。また、一般公開となると大勢の方が出入りすることになると思いますが、施設が広大であることや老朽化が進んでいることから、見学者の怪我の懸念あり、このような理由でやめたという経緯がございます。

○中村委員

動物園との連携というのは、もう少し意識してもよいのではないかと思います。鳥獣保護センターの動物を動物園に移すといったことがあってもよいのではないのでしょうか。

○事務局

動物園との連携という点では、現在は高度な医療の提携をしておりますし、野生復帰できない鳥獣を展示するという点で、連絡を密にとりあっているところではございます。

○青井部会長

23ページの赤字の（イ）のところで、狩猟免許がなくても捕獲ができるという部分で、以前は柵等で囲まれた敷地内に限るとあったのですが、農林業者の自らの事業地内でもよいとなると、山を持っている方が自分の敷地のどこでもわなをかけるということにつながりかねないと思うのですが、そのような理解でよいのでしょうか。

○事務局

一日一回以上の見回りをするというので、広大な範囲には設置できないということで行動範囲に制限をかけています。岩手県ではさらに厳しい条件を付けるということはあると思いますが、これ以上の緩和をすることはないと思います。

○青井部会長

一日一回以上の見回りを行っているか監視できないですし、山のどこにでもわなをかけていのように思われる事態になりかねないと思いますが、いかがでしょうか。

○事務局

これについては、免許がなくてもわなを設置できるというだけで、許可はとる必要はありませんので、許可を出す際に、明らかに見回りをできない範囲には許可を出さないということに制限できると思います。農林業と書いてはありますが、実質農業が対象になると思います。例えば、山際の農地で動物を獲りたいときに、被害のある農地では動物がかからず、周辺の山際に設置したいというときのため、「農林業」という文言に変えたという経緯があるようです。

○鷹觜委員

被害軽減のためではなく、自分たちが動物を獲りたいという理由で捕獲をする可能性は考えられないでしょうか。

○事務局

基本的に有害捕獲許可は被害がないと許可できないので、闇雲に申請して許可が下りるものではありませんが、勝手に獲れるものと勘違いされないよう、啓発はしていかなければな

らないと考えています。

○青井部会長

時間も超過しておりますので、このあたりで次に移りたいと思います。事務局は、様々な意見を踏まえて修正等お願いいたします。

続きまして、議事3「特定鳥獣管理計画の策定について」計画ごとに議事を進めたいと思います。はじめに、第5次シカ管理計画の策定について事務局から説明をお願いします。

○事務局

【資料3-1、資料3-2により説明】

○鈴木委員

推定個体数がいつの時点の個体数なのかすべてに明記した方が良いと思います。

13ページの生息環境管理のところ、装置について赤字で書かれておりますが、「ICT技術」とはどのようなものでしょうか。また、使われていない装置の回収とありますが、これが実現可能なのか、その場合はどのような方法で行うのか教えていただきたいと思います。

○事務局

文書の中にも平成24年度末時点ということをも明記したいと思います。

ICT技術については、遠隔操作のわなということになります。大型囲いわなにモニターを設置して、モニターを確認して遠隔でわなを閉じることができるというものです。また、装置回収が可能かという点ですが、確かに非常に難しい点ではありますが、自然保護課の部局だけでは実現が難しいところですので、農林部局と協力しておこなう必要があると思います。

○鈴木委員

ICT技術については、どのようなものかイメージし難いので、遠隔操作技術と書いた方が良いと思います。装置の回収については、このような書き方でよいのか疑問を感じるころではあります。

○青井部会長

今ありましたように、自然保護課だけでは対応が難しいところだと思いますので、「部局

横断的に行う」といった書き方にすればよいのではないのでしょうか。

○鈴木委員

また、文章の細かい点の訂正がありますがどうすればよいのでしょうか。

○青井部会長

メール等で送ってはいかがでしょうか。

○鈴木委員

そのようにいたします。

○中村委員

生息推定数が大きく変わったように県民の方には受け取られると思いますが、わかりやすく説明していただきたいと思います。

全体として、表現をわかりやすくした方が良いと思いました。

○青井部会長

シカについては意見がほぼ出尽くしたということで、ツキノワグマについて、事務局から説明をお願いします。

○事務局

【資料4-1、資料4-2により説明】

○中村委員

22ページの生息環境管理について、ゾーニングは模式的に丸をイメージしているのでしょうか。

○事務局

丸というより、山林の部分を「ツキノワグマの生息域」、そこから人里に降りてくる途中の里山の部分を「緩衝域」、人が多く住む市街地の部分を「人の生活域」としているのも丸というよりも土地によってその形は違ってくると思います。

○中村委員

緩衝域は人の生活域というのは、河川に沿って帯状に伸びてきているものですが、このような対策の方法でよいのかと思います。また、国立国体公園や県立公園については緩衝域になると思います。

○事務局

岩手県は山林と人里の距離が近いので、はっきりとしたゾーニングができないということはあると思います。環境省が示しているマニュアルでも、ゾーニングは大事であると示されていて、人の生活を守るべき場所なのか、クマの安定的な生息に努めるべき土地なのか分けしながら、それに応じて対応をしていくことが大事だと言われております。分けにくいというのはその通りなのですが、大きなイメージとしての区分けとして、それに応じて対応をしていくという意味合いで書いております。

また、生息環境管理については、自然公園ですとか鳥獣保護区が緩衝域にもあたるのではないかという点はその通りだと思います。里山の付近に定着して住み着いているという個体もあると思いますので、はっきり生息地、緩衝域と分けすることはできないと思いますので、イメージとして、生息域に分類してそこでの捕獲は推進しないという方向で考えています。

○青井部会長

29ページの上の部分で、錯誤捕獲の防止に「わなの形状を工夫する」とありますが、はこわなの上に穴をあけるといったことを想定しているのでしょうか。

○事務局

イノシシのわなであれば脱出口をつけるですとか、くくりわなの直径をクマがかからない大きさにするといったことが考えられます。

○青井部会長

わなの形状については法律で決められているところなので変えようがないですが、脱出口などを想定しているのであれば、それをわかるように明記した方がよいと思います。

○中村委員

みどりの回廊とありますが、それは国有林に働きかけるということによいのでしょうか。

○事務局

そのように考えております。

○東委員

29ページのところで、直径12cm以下のくくりわなに子熊がかかったり、はこわなから脱出しないという事態になった場合、麻酔をかけて放獣すると思うのですが、そのような具体的な部分については述べなくてよいのでしょうか。

○事務局

錯誤捕獲は、本来わなの設置者が放獣しなければならない義務があると思っております。また、錯誤がどの程度あるのかといった情報もまだ県で把握していない状況ですので、まずは情報収集して、それらを取りまとめたから具体的なことを検討していきたいと考えております。

○東委員

錯誤捕獲したクマの捕殺は、県に報告する以前に行われているのではないかと思います。わなにかかってしまったクマを、保護の観点から適切に放獣するよう促していく必要があるのではないかと思います。

○事務局

報告しないで捕殺してしまった場合は県も把握できませんが、例えば、くくりわななどにかかってしまい、どうしても放獣できず、かつ今にもわなが外れて襲ってきそうな状況だということであれば、別途、人身被害の恐れがあるということで有害の許可を取っていただいで合法的に捕殺していただくということはできます。

○青井部会長

何故そのあたりの話が出てこないのかということ、やはり放獣できる体制が全くないので殺してしまう、そして違法だから黙っているということだと思います。

本来であれば、錯誤捕獲された時に誰かが駆けつけて、麻酔をして放すという体制を県が整えることが必要だと思います。長野県は体制を充実させていて、かなりの数を放獣しているそうです。岩手県も、そろそろ真剣に取り組まなければいけないと思います。

○青井部会長

それでは意見も出尽くしたかと思いますので、事務局は意見をふまえて修正等お願いいたします。それでは、次にカモシカ管理計画についてご説明をお願いいたします。

○事務局

【資料5-1、資料5-2により説明】

○中村委員

死亡個体が発見された件数が載せてあり、これはどの程度カモシカが人里に出てきているかというとらえ方だと思いますが、かなり増えているということですか。

○事務局

近年は増えている傾向だと思われます。

○中村委員

この滅失件数の数が管理計画にどのような影響を持つ数字なのかはわかりませんが、滅失件数の数との増加は捕獲個体の数と相関しているものではないということですね。

○事務局

滅失件数は事故等で死亡したカモシカの数、捕獲数はこちらで捕獲しようとして捕獲したカモシカの数になっております。そのため、滅失件数についてはあくまでも参考になってしまいますが、いかにカモシカが人里に降りてきているのかということを表したかったものです。

○中村委員

捕獲申請が出ているかどうかという点については、それは意味があると思いますが、滅失件数のような数値を出すのも良いと思います。

○青井部会長

意見が出尽くしたようですので、最後にイノシシ管理計画について説明をお願いします。

○事務局

【口頭により説明】

○青井部会長

最初に説明のあったイノシシ管理計画を第二次計画に向けてどのように変更するかという説明でした。何かご質問などはございますか。特に意見がないようですので、イノシシ管理計画については以上にしたいと思います。

事務局は、本日の意見を踏まえたうえで、特定鳥獣管理計画の策定について事務を進めていくようお願いします。

以上をもちまして、本日の議事を終了いたします。議事の円滑な進行に御協力を頂き、ありがとうございました。それでは、事務局に進行をお返しします。

4. その他

○事務局

青井部会長、議事進行ありがとうございました。

次に、その他ということで、事務局から今後の巣スケジュールについて御説明させていただきます。本日いただいた御意見や10月に出来る予定の国の指針を踏まえて計画案を修正し、12月～1月にかけてパブリックコメントを実施する予定です。その後、2月頃に当部会にてパブリックコメントの意見を反映させた最終案をお諮りし、年度内に策定する予定です。

5. 閉会

それでは、以上をもちまして、本日の自然・鳥獣部会を終了します。長時間にわたる御審議、ありがとうございました。